

さいたま市産婦健康診査事業 Q&A

(産婦健康診査費用の一部助成)

Q 1 : さいたま市産婦健康診査とはどんな健診ですか。

A 1 : 出産後間もない時期のお母さんのこころとからだの健康状態を確認する健診です。

産後、お母さんのこころとからだには大きな変化があります。心身共に順調に回復しているか、授乳はうまくいっているかなどを確認し、早めに必要な治療や支援を受けていただくための健診です。出産後概ね 1 か月程度で受診していただくことを想定しています。(医師の指示等により、産後 2 週間程度で実施する場合があります。)

Q 2 : どのような助成が受けられますか。

A 2 : さいたま市が産婦健診を委託した医療機関等 (* 1) で実施する産婦健診の費用について、「産婦健康診査助成券」を使用することで、1 人につき 1 回 5,000 円を上限として助成します。産婦健診の費用が、助成額を超えた場合は、自己負担になります。(無料券ではありません。)

(* 1) さいたま市が産婦健康診査を委託した医療機関等 : さいたま市ホームページ「産婦健康診査のご案内」の「3 委託医療機関について」にてご確認ください。

<http://www.city.saitama.jp/007/001/002/p055508.html>

Q 3 : 産婦健康診査助成券は、どこでもらえますか。

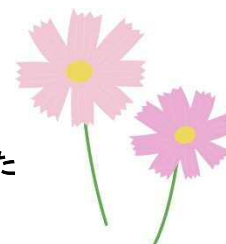
A 3 : 妊娠の届出をされる場合は、母子健康手帳と一緒に産婦健康診査の助成券の交付を受けることができます。

既に妊娠の届出がお済みの方で、助成券がお手元でない方は産婦健康診査を受ける方は、各区役所保健センター、保健所地域保健支援課で受け取ることができます。

* ご来庁の際はご本人確認ができるものと母子健康手帳をお持ちください。

* 市内の産婦健康診査契約医療機関で受診される方は、医療機関でお受け取りが可能な場合もございますので、健診を受診する医療機関におたずね下さい。

Q 4 : 産婦健康診査を受ける医療機関が、委託医療機関でない場合は、どうした



すか。

A 4 : さいたま市が委託契約を締結していない医療機関で産婦健診を受診する場合は、自費でお受けいただくこととなります。ただし、事前に、「市からのお願い（産婦健康診査実施医療機関の長様あて）」の封書をお受け取りになり、産婦健康診査を受診する医療機関等にご提出いただいた場合は、助成制度（償還払い制度）がご利用になれる場合があります。

* 詳しくは、さいたま市ホームページ「産婦健康診査のご案内」の「5 さいたま市と契約していない医療機関等で産婦健康診査を受診される方へ」にてご確認ください。なお、ご不明な点については保健センター・保健所地域保健支援課へお問い合わせください

<http://www.city.saitama.jp/007/001/002/p055508.html>

Q 5 : 「市からのお願い（産婦健康診査実施医療機関の長様あて）」の封書を受け取るにはどうしたらよいですか。

A 5 : 「市からのお願い（産婦健康診査実施医療機関の長様あて）」の封書の交付をご希望される方は、母子健康手帳と本人確認ができるもの（例：運転免許証等）をお持ちのうえ、各区保健センターまたは保健所地域保健支援課にお越しください。

* 市内の産婦健診委託医療機関で妊婦健診を受診している方が、里帰り出産される場合は、紹介状と一緒に「市からのお願い（産婦健康診査実施医療機関の長様あて）」を受け取れる場合もありますので、医療機関におたずねください。

Q 6 : 健診の項目はどのようなものですか。

A 6 : 健診項目は、「基本的な健診」と「こころの健康チェック」となります。

基本的な健診では、問診、診察、血圧・体重測定等を実施します。こころの健康チェックでは、お母さんの気持ちなどについての質問票を記入していただきます。

Q 7 : どのような人が対象ですか。

A 7 : 対象となる方は、さいたま市民で、「基本的な健診」と「こころの健康チェック」を実施する産婦健康診査を受診する産婦です。

Q 8 : 助成券を使える医療機関はどこですか。



A 8 : さいたま市が委託する医療機関、診療所、助産院で利用できます。

ホームページ「産婦健康診査のご案内」の産婦健康診査実施医療機関をご覧ください。

Q 9 : 里帰り出産ですが、出産する医療機関で助成券は使えますか。

A 9 : 妊婦健康診査の契約医療機関であっても、産婦健康診査の委託契約がされていない場合があります。その場合には助成券を使うことができません。

(契約していない医療機関で受診される場合⇒[Q 4](#)へ)

*さいたま市が産婦健康診査を委託した医療機関等：さいたま市ホームページ「産婦健康診査のご案内」の「3 委託医療機関について」にてご確認ください。

<http://www.city.saitama.jp/007/001/002/p055508.html>

Q 10 : 入院中に受診した場合、助成券を利用できますか。

A 10 : 入院中に受診した健診には、助成券を利用することはできません。退院後の受診時にご利用ください。

Q 11 : 「こころの健康チェック」の質問票はどこでもらえますか。

A 11 : こころの健康チェックの質問票は、医療機関等から配布されます。



Q 12 : 市外に転出した後、助成券は利用できますか。

A 12 : 市外転出後には、助成券は使用できません。(転出された日からご使用できません)

Q 13 : 産婦健康診査費用が5,000円を上回った場合はどうすればいいですか。

A 13 : 産婦健診を受診した方の自己負担になります。差額分を医療機関へお支払いください。

Q 14 : 出産後、産婦健診の受診が遅れ、1か月を過ぎてしまいました。助成の対象になりますか。

A 1 4 : 様々な事情から、産婦健診の受診が遅れてしまった場合、出産後2か月までに受診する健診で、助成券の内容を満たしていれば助成の対象となります。詳しくは、保健センター・保健所地域保健支援課へお問い合わせください

